



お願い

大切なご家族・お子さま・お孫さまへ
情報共有のご協力をお願い致します。

『写真で撮ってLINEで共有』

いち早く情報をお届け

LINE@

はじめました。

須田旭府政事務所



令和2年4月20日09:00時点版

個人向け

新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策一覧

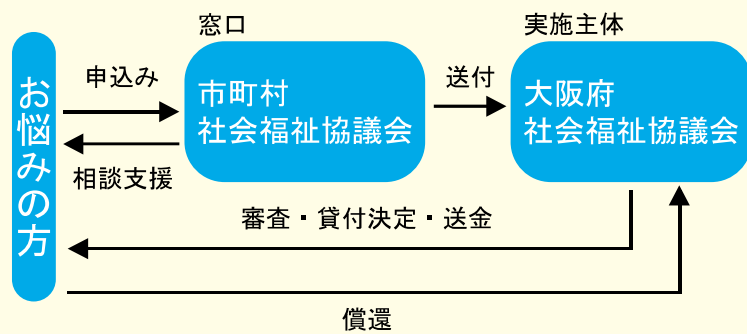
南河内版

支援策	主な概要	主な条件等	相談窓口
貸付 緊急小口資金	貸付上限：10万円（特例の場合20万円） 返済据置：1年、償還期間：2年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない	各市町村社会福祉協議会 富田林市 0721-25-8200 大阪狭山市 072-367-1761 太子町 0721-98-1311 河南町 0721-93-6299 千早赤阪村 0721-72-0294
貸付 総合支援資金	貸付上限：複数月20万円、単身月15万円 貸付期間：原則3ヵ月以内、返済据置：1年 償還期間：10年以内	①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難 ②この特例による貸付を他の自治体で受けていない ③原則、自立相談支援事業を利用し、その支援を継続して受けている	富田林市 0721-25-1000 大阪狭山市 072-367-1761 上記以外地域 0721-25-1131
給付 住居確保給付金	給付額：39,000円～59,000円（富田林・狭山） 29,000円～45,000円（上記以外地域） ※世帯人数や月収により異なる	①住宅を新規に賃貸する又は現に賃貸しており、離職により失った又は失うおそれがある ②65歳未満であって、世帯収入及び世帯預貯金額が基準額以下	富田林市 0721-25-1000 大阪狭山市 072-367-1761 上記以外地域 0721-25-1131
給付 特別定額給付金	給付額：全国すべての国民 1人につき一律10万円	①年齢に関係なくすべての国民が対象（所得制限なし）	【現在、国会審議中】 支給金額・支給要件・相談窓口 について現在国会審議中です ※4月下旬に補正予算が成立する前提
申請不要 給付 子育て世帯給付金	給付額：児童1人につき1万円 給付方法：児童手当に上乗せして給付	①児童手当を受給している世帯である ②所得制限限度額以上に該当する特例給付でない	【申請不要】 児童手当に上乗せして支給されます ※4月下旬に補正予算が成立する前提
個人が申請 助成 学校等休業助成金 （フリーランス向け）	助成額：就業できなかった日 1日につき4,100円	①新型コロナウイルス感染症による臨時休業等に伴い、こどもの世話を 行う必要が生じたため、契約した仕事ができなくなった ②個人で就業する予定であった ③業務委託契約に基づいて報酬が支払われていた	学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999

重要なお知らせ 助成金・補助金等の情報は日々更新されます。
各問い合わせ先に詳細をご確認くださいませよう、お願いいたします。

1. 緊急小口資金について(貸付)

貸付手続きの流れ



※本会の審議により貸付が出来ない場合、または減額する場合がございます

【貸付条件】

- ・ 利子→無利子
※償還期限までに償還が完了しない場合、
残代金に対して年3%の利息が発生します。
- ・ 据え置き期間 → 1年以内
- ・ 償還期間 → 2年（24回払い）以内
- ・ 連帯保証人 → 不要

【貸付条件が特例の20万円に当てはまる方】

- ①世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ②世帯員の中に要介護者がいるとき
- ③世帯員が4人以上の世帯
- ④『新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子』又は『風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子』の世話をすることが必要となった労働者が世帯員にいるとき
- ⑤世帯員に個人事業主があり、その収入減少により生活に要する費用が不足するとき

申請の際に必要なもの

- ・ 本人確認書類（運転免許証など）
- ・ 新型コロナウイルスの影響を受け、収入が減収していることが確認できる資料（前後の給与明細や通帳など）
- ・ 印鑑（実印と銀行印をお持ちください）
- ・ 住民票（世帯員全員記載、続柄入り）
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 銀行の通帳またはキャッシュカード

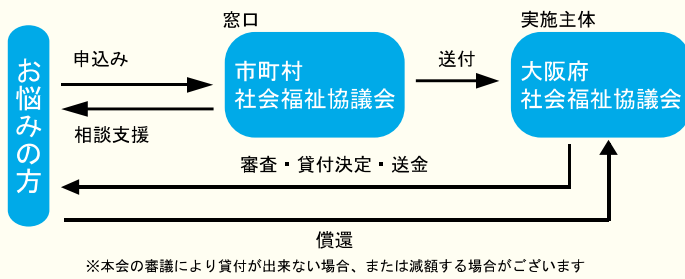
【特例の20万円の適用を受ける方】

- ①の場合→窓口にご相談ください。
- ②の場合→要介護者の介護保険者被保険者証
- ④の場合→特に不要
- ⑤の場合→個人事業主などが収入減少したことがわかる書類

まずは上記記載の各市町村社会福祉協議会にご相談ください。

総合支援資金について（貸付）

貸付手続きの流れ



【貸付上限】

単身者世帯・・・月額**15万円**以内

複数世帯・・・月額**20万円**以内

※貸付期限は原則3ヶ月以内です

【貸付条件】

・利子→**無利子**

※償還期限までに償還が完了していない場合、残代金に対して年3%の利息が発生します。

・据え置き期間→1年以内

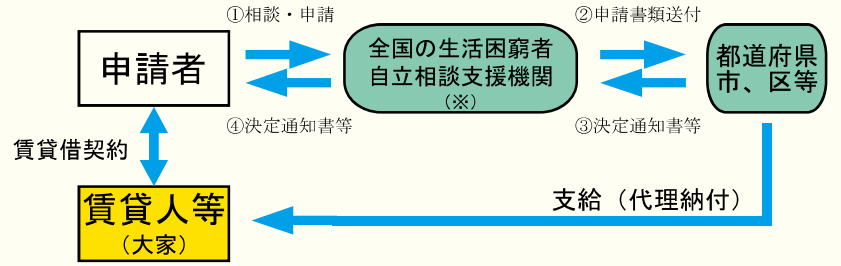
・償還期間 →10年（120回払い）以内

・連帯保証人 →不要

※総合支援金につきましては、原則生活困窮者自立支援法に基づく自立支援事業を利用し、その支援を継続して受ける世帯が対象となりますので、まずは緊急小口資金のご利用をお勧めいたします。

詳細は各市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

住居確保給付金について（給付）



コロナウイルス感染症対策のため、4月20日より『給与等を得る機会が個人の責に帰すべき理由や都合によらないで減少し、離職などに至っていないが同程度の状況にある方』も給付対象に追加されました。

【給付対象者】

・収入要件

・基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）≥世帯収入

・資産要件

・基準額（市民村民税均等割が非課税となる収入額の1/2（上限100万円））≥申請時の世帯の預貯金合計金額

※収入要件・資産要件の詳細につきまして、世帯員の人数、申請月の世帯収入をご用意の上、上記表記載の各市町村の窓口までご相談ください。

※相談の際は、給与明細などの申請月の世帯収入が判断できる書類を合わせてご用意ください。

特別定額給付金（一律10万円）について

4月17日、安倍内閣総理大臣の会見により、特別定額給付金についての発表がなされました。年齢に関係なく、すべての国民の皆様が対象となります。所得制限も設けない予定です。虚偽申告を防ぐため、予め世帯員の氏名を印字した申請書が郵送される予定です。受け取り希望の方は、口座番号などを記入し、市町村に返送します。感染リスクを避けるため、原則窓口では給付を行わない予定ですが、銀行口座を持たない方へ対応するため、現金手渡しも検討しています。また、「マイナンバーカード」を持つ人にはネット申請の窓口も用意する方針です。支給時期ですが、麻生副総理、財務相は5月にも給付を始めたい考えを示しています。

※4月24日に補正予算を成立させることを前提としております。



Twitter



Facebook



Instagram



早くもLINEや電話等による給付金詐欺の事案も報告されております。口頭やメールで口座名・暗証番号等をお聞きすることは一切ありませんので、十分にご注意ください。



富田林市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村

大阪府議会議員
発行責任者 **須田 あきら**

〒584-0032 富田林市常磐町 5-12 シバナビル 2階
TEL : 0721-55-3981 FAX : 0721-55-3982
E-MAIL : ryouma3276@gmail.com

コロナ対策に全力で取り組みます!!

企業融資情報が欲しい方、当チラシを他の方にもお渡ししたい方は、上記までご連絡ください。数日中に郵送でお送りいたします。